

東近江行政組合の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（平成30年度普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (30年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	251,026 人	3,642,035 千円	48,930 千円	2,509,846 千円	68.9 %	62.5 %

(注) 1 人口は、平成31年3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録の人口である。
2 人件費には、特別職に支給する報酬を含む。

(2) 職員給与費の状況（平成30年度普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
30年度	308 人	1,109,216 千円	327,915 千円	451,346 千円	1,888,477 千円	6,131 千円

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	48.6歳	346,198円
消 防 職	38.4歳	299,100円

(注) 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		東近江行政組合	国
		初任給	初任給
一般行政職	大 学 卒	(採用なし)	224,040円
	高 校 卒	(採用なし)	185,520円
消 防 職	大 学 卒	187,200円	—
	高 校 卒	158,300円	—

(注) 現在、組合職員の採用は、初級消防職員のみであるため、大学卒初任給は学歴加算した額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
消 防 職	大 学 卒	269,400円	304,400円	366,300円
	高 校 卒	233,460円	278,300円	328,400円

3 級別職員数等の状況

級別職員数等の状況（平成31年4月1日現在）

職 務 の 級	職 務 の 名 称		職員数	構成比
	一般行政職員	消 防 吏 員		
7 級	事務局長、事務局次長及び主監	消防長、次長、防災担当監、主監、近江八幡消防署長、八日市消防署長及び愛知消防署長	8 人	2.6%
6 級	課長、事務長及び参事	課長、上記以外の署長、参事及び副署長	22 人	7.0%
5 級	課長補佐、事務長補佐、所長及び主幹	課長補佐、署長補佐、出張所長及び主幹	47 人	15.1%
4 級	副主幹 相当高度な業務を行う主査 専門員	係長 相当高度な業務を行う主査 専門員	47 人 (4 人)	15.1%
3 級	主査 主任主事 相当高度な業務を行う副主任主事	主査 相当高度な業務を行う消防士長 特に高度な業務を行う消防副士長	107 人	34.3%
2 級	副主任主事	消防士長 消防副士長	29 人	9.3%
1 級	主事	消防士	52 人	16.6%

(注) 1 東近江行政組合職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 () 内は、再任用短時間勤務職員であり内数である。なお、条例定数には含まない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東 近 江 行 政 組 合	国
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,446千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

東 近 江 行 政 組 合			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額		22,506千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の定年退職者(8名)に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

※平成22年4月から支給無し。

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		17,215千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		72,331円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		80.4%	
手当の種類（手当数）		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
火災防御手当	当該業務に従事した職員	火災現場での消防業務	1件400円
救助出動手当	当該業務に従事した職員	救助現場での救助活動	1件200円
救急出動手当	当該業務に従事した職員	救急現場での救急活動	1件200円
火災原因調査手当	当該業務に従事した職員	火災現場での原因調査	1件200円
隔日勤務手当	勤務が2日間に渡り24時間拘束される職員	隔日勤務	月額3,000円
救急救命士手当	救急救命士の資格を有する者	救急救命士としての救急救命活動	1件1,000円（救命行為のみ）

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	79,248千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	345千円
支給実績（平成29年度決算）	77,490千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	337千円

(6) その他の手当 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1 人 当たり平均支給 年 額 (30年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子 1 人につき 5,000円加算	同	59,332,500円	293,725円
住 居 手 当	借家、借間 (最高支給限度額) 27,000円	同	11,537,400円	288,435円
通 勤 手 当	交通機関利用者 (最高支給限度額) 55,000円 2 km 未満支給無し又は 700円 2 km 以上 5 km 未満 2,000円 5 km 以上 10km 未満 4,200円 10km 以上 15km 未満 7,100円 15km 以上 20km 未満 10,000円 20km 以上 25km 未満 12,900円 25km 以上 30km 未満 15,800円 30km 以上 35km 未満 18,700円 35km 以上 40km 未満 21,600円 40km 以上 45km 未満 24,400円 45km 以上 50km 未満 26,200円 50km 以上 55km 未満 28,000円 55km 以上 60km 未満 29,800円 60km 以上 31,600円	同	27,086,700円	90,895円
管理職手当	(組合事務局) 事務局長 73,200円 事務局次長及び主監 62,400円 課長及び救急医療事務局事務長 50,300円 参事 45,700円 課長補佐、救急医療事務局事務長補佐 及び主幹 39,100円 (消防本部) 消防長 73,200円 次長、防災担当監、主監、近江八幡署 長、八日市消防署長及び愛知消防署長 62,400円 課長及び上記以外の署長 50,300円 参事及び副署長 45,700円 課長補佐、署長補佐、主幹及び 出張所長 39,100円	異	40,649,900円	527,921円
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられ勤務 した者に対して、1時間当りの給与額 の135/100を勤務時間数に応じて支給	同	69,760,882円	505,514円
管理職員 特別勤務手当	5級以上の職員で、臨時・緊急の必要、 公務運営の必要により週休日または 休日等に6時間以上勤務した者に対し て勤務1回につき8,000円の範囲内で 支給。6時間以上勤務した場合は、 150/100を乗じて得た額を支給	異	7,653,000円	283,444円

5 特別職等の報酬の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		報 酬 の 額
議 会 議 員	議 長	月 額 3,600 円
	副 議 長	月 額 3,200 円
	議 員	月 額 2,700 円
監 査 委 員	知 識 経 験 者	日 額 5,000 円
	議 会 議 員 選 出	日 額 2,700 円
公 平 委 員		日 額 5,000 円

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成31年		
一 般 行 政 部 門	事務局	6 (0)	7 (1)	1	再任用短時間勤務職員の配置による
	救急医療	2	2		
	小 計 [条例定数]	8 (0) [11]	9 (1) [11]	1	
特 別 行 政 部 門	消防本部 及び消防署	301 (0) <2>	303 (3) <2>	2	再任用短時間勤務職員の配置による 平成30年度末自己都合退職による
	小 計 [条例定数]	301 (0) <2> [302]	303 (3) <2> [302]	2	
	合 計	309 (0) <2> [313]	312 (4) <2> [313]	3	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数である。
 3 ()内は、再任用短時間勤務職員であり内数である。なお、条例定数には含まない。
 4 < >内は、他の地方公共団体への派遣職員であり内数である。なお、条例定数には含まない。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	4 人	26 人	29 人	31 人	44 人	41 人	37 人	30 人	19 人	15 人	32 人	4 (4) 人	312 (4) 人

- (注) ()内は、再任用短時間勤務職員であり内数である。なお、条例定数には含まない。

7 職員の研修状況（平成30年度）

（1）一般行政職

滋賀県市町村職員研修センター			
研修名	例規担当 職員研修	課長補佐級 職員研修	私債権等徴収事務 担当職員研修
受講人数	1	1	1

（2）消防職

消 防 大 学 校								救急救命士	
幹部	火災 調査	予防	警防	救急	救助	指揮隊	高度 救助	養成	指導
-	1	-	1	1	1	-	-	4	1
滋 賀 県 消 防 学 校									
初任教育	専科教育	幹部教育	特別教育						
6	29	8	8						

滋賀県市町村職員研修センター				
例規担当 職員研修	部・次長級 職員研修	課長級 職員研修	課長補佐級 職員研修	管理職 マネジメント研修
1	1	1	1	1
給与事務担当 職員研修	研修管理者 研修	契約事務担当 職員研修		
1	1	1		

技 能 講 習			
ガス溶接	玉掛け	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者	小型移動式 クレーン運転
2	5	5	5

その他	
大阪市消防局	京都市消防局
予防	火災調査
1	1

8 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成30年度）

区 分	分 限 処 分			
	免職	休職	降任	計
一般行政職	0	0	0	0
消防職	0	0	0	0

区 分	懲 戒 処 分					訓告等
	免職	停職	減給	戒告	計	
一般行政職	0	0	0	0	0	0
消防職	0	0	0	0	0	2

（注）訓告等とは、地方公務員法に基づく分限、懲戒処分に該当しない口頭注意、嚴重注意等を言う。

9 職員の福利厚生状況（平成31年4月1日現在）

事 業 名	対 象 者
総括安全衛生管理者会	総括安全衛生管理者
安全衛生担当者研修会	安全衛生担当者
定期健康診断	全職員
定期健康診断（2回目）	隔日勤務者
特殊健康診断（高気圧健康診断）	潜水業務従事職員
成人健康診断	30歳以上の職員
胃検診	35歳以上の職員
大腸検診	35歳以上の職員
子宮頸がん検診	20歳以上の女性職員
乳がん検診	20歳以上の女性職員
ストレスチェック	全職員

人事評価の状況

人事評価とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするため、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価のことで、「能力評価」と「業績評価」により行います。

当組合では、職員の育成と組織の活性化を目的に、平成28年度から人事評価制度を導入しています。

職員互助会の設置

本組合の福利・厚生制度の増進及び共済制度の確立を目的として「東近江行政組合職員互助会」を設置し、職員の健康増進を目的に体育事業、文化事業及び厚生事業を実施しています。

その他の事業

滋賀県市町村職員共済組合が実施する助成事業及びライフプラン支援事業等への参加。

10 公平委員会への要求及び不服申立ての状況について

(1) 勤務条件に関する措置の要求内容

特に無し

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

特に無し